

令和6(2024)年度運営指導の結果について

【小規模多機能型居宅介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

小規模多機能型居宅介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、合計6事業所に対し運営指導を実施しました。

事業所様におかれましては、内容を御了知の上、日々のサービス提供で基準違反等が発生していないか御確認をお願いします。

指摘事項は以下のとおりです。

○運営・報酬に関する事項について

1	運営規程について、虐待防止のための措置に関する事項に係る記載がされていなかった。早急に記載すること。
2	運営規程について、記載される加算の種類・単価に誤りがあった。適切に修正すること。
3	契約書の内容に、一部誤字が見受けられた。適切に修正を行うこと。
4	重要事項説明について、記載される加算の種類・単価に誤りがあった。適切に修正すること。
5	重要事項説明書において、一部誤字が見受けられた。適切に修正を行うこと。
6	重要事項説明書の変更に係る同意について、同意の日が漏れているものがあった。
7	制度改正による報酬単価の変更等について、利用者等への説明は行ったとのことだが、説明した記録が確認できなかった。書面で同意を取る等、説明を行った事実が確認できるよう記録を残すこと。
8	従業者1名について、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない旨の誓約書が確認できなかったため、早急に必要な措置を講じること。
9	事業所のハラスメントに関する指針において定めることとされている「ハラスメント担当者」が置かれていなかった。指針に基づき、担当者を設置すること。
10	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行われていなければならないとされている。貴施設は開所から現在まで、ケアマネジャー等に対し、積極的にサービスの利点等の案内をしている様子が見受けられるが、同一建物に居住する利用者以外の者にサービスを提供していない。引き続き積極的に案内し、早急に入居者以外に対してもサービスを提供すること。
11	事業所として感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針及びマニュアルを作成していたが、内容がサービス付き高齢者向け住宅に関する内容となっており、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスに対応したものとなっていなかった。早急に内容を見直し、提供するサービスに適応する形に修正すること。
12	BCP計画について、役割の部分など、一部に空欄が見受けられた。実効性のある内容となるよう、適宜見直しをすること。

○他事業所の規範となる事項について

1	書類が整理され、分かりやすく管理されていた。
---	------------------------

2	地域と良好な関係性が構築できていた。
3	身体拘束等の防止に係る指針について、判断に資する独自の様式が備えてあり、必要が生じたときの判断と記録が適正に行うことができる体制となっていた。
4	重要事項説明書について、加算の単価と内容が細かく整理され、分かりやすいものとなっていた。
5	ケアプランの作成に当たり、認知症カフェや配食サービス等の地域資源を組み入れ、利用者本人に加えて家族の課題の改善につながる工夫がされていた
6	運営指導に際し、各種書類の準備を求めたが、分かりやすく分類され、また丁寧な説明もあり、円滑に進めることができた。
7	ケアプランに、団地の集会への参加を組み入れたり、サービス担当者会議と地域ケア推進会議を兼ねて、他の団地の住民にも参加してもらったりし、利用者が地域住民との交流をできるよう工夫していた。
8	複数の事業所における夜間オペレーターの集約化により、職員の業務負担の軽減につなげている。
9	給与規程の規定により4月に1度の能力評価を実施し、昇給へ反映している。
10	介護認定の更新により要支援1となった利用者の特例利用について、主治医と連携により迅速に、適切な支援を行っていた。
11	各種委員会について、高い頻度で開催されており、職員間の情報共有が図られていた。
12	B C P計画について、施設内の感染症まん延によるB C P発動後、早急に改善点を洗い出し、実践経験を踏まえた内容への修正を行っていた。